

議案第 7 号

調布市空き家等の対策の推進に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

空き家等の対策を推進するために必要な事項を定めるため、提案するものであります。

調布市空き家等の対策の推進に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 空き家等の対策（第 7 条—第 10 条）
- 第 3 章 調布市特定空き家等認定審査会（第 11 条）
- 第 4 章 緊急安全措置（第 12 条—第 14 条）
- 第 5 章 雑則（第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に規定するもののほか、調布市における空き家等の対策を推進するために必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体又は財産を保護するとともにその生活環境の保全を図り、もって安全かつ安心なまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内に所在する建築物（長屋及び共同住宅の各住戸を含む。）又はこれに附属する工作物（以下「市内建築物等」という。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ アからウまでに掲げるもののほか、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

(4) 住宅等 市内建築物等及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(5) 特定空き家等 空き家等で法第2条第2項に規定する特定空き家等に該当するものをいう。

(基本理念)

第3条 空き家等に関する取組は、管理不全な状態に至った空き家等が市民等の生活を害する社会的問題であることを認識し、良好な生活環境の実現に向け、市、市民、所有者等その他の空き家等の対策の担い手が連携し、協働して対策を講ずることを基本理念として実施されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第6条第1項の規定により計画を定めるとともに、住宅等が空き家等とならないための予防的な取組を推進し、空き家等が管理不全な状態に至らないよう所有者等に適切な管理を促し、及び管理不全な状態に至った空き家等の当該管理不全な状態を解消するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、空き家等の発生に対する予防的な取組を講ずるとともに、市が推進する空き家等の対策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、管理不全な状態に至った空き家等であると疑われる住宅等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する住宅等が空き家等となっていることで周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において当該空き家等を適切に管理するとともに、その利活用に努めなければならない。

第2章 空き家等の対策

(調査)

第7条 市長は、空き家等を発見し、又は空き家等に関する情報を把握したときは、当該空き家等に対し、法第9条第1項に規定する調査のほか、この条例の施行のために必要な調査を行うものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、警察、消防その他の関係機関及び電気、ガス、水道等の事業者と連携し、協力体制を構築するよう努めるものとする。

(特定空き家等の認定)

第9条 市長は、空き家等が別に定める基準に該当すると認めたときは、当該空き家等を特定空き家等に認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定（以下「認定」という。）に当たっては、あらかじめ、第11条第1項の審査会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(勧告に関する意見書等の提出)

第10条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告をしようとする者に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

第3章 調布市特定空き家等認定審査会

第11条 認定に関する諮問を処理するため、調布市特定空き家等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、学識経験者のうちから市長が委嘱する委員（以下「委員」という。）5人以内をもって組織する。

3 審査会の行う会議は、公開しない。

- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 緊急安全措置

(緊急安全措置)

第12条 市長は、管理不全な状態（第2条第1項第2号ウに該当する場合を除く。）に至った空き家等が周辺の住宅等又は道路、広場その他公共の場所において市民等の生命、身体又は財産に対して重大な危害を及ぼすおそれが生じた場合であって、緊急に措置を講ずる必要があると認めたときは、当該空き家等に対して当該危害を及ぼすおそれのある状態を直ちに解消するための最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

(通知)

第13条 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置を講じた空き家等の所有者等に対し、その内容を通知しなければならない。ただし、過失がなくて当該通知をすべき者を確知することができないときは、当該内容を告示しなければならない。

(費用)

第14条 市長は、緊急安全措置を講じたとき（前条ただし書に規定する場合を除く。）は、当該緊急安全措置を講じた空き家等の所有者等に対し、これに要した費用を請求するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。